

◎参考例

税率改正によってどのように税額が変わるのか、具体的な参考例を2つ例にあげます。

【参考例その1】

世帯主（69歳）所得150万円、固定資産税3万円妻（66歳）所得0円、固定資産税2万円の2人家族（固定資産税が課税されている世帯）

<平成31年度参考例>

区分	医療給付金分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	$(150-33)万 \times 7.00\% = 81,900円$	$(150-33)万 \times 1.50\% = 17,550円$	
資産割	$50,000円 \times 30.00\% = 15,000円$	$50,000円 \times 6.00\% = 3,000円$	
均等割	$27,000円 \times 2人 = 54,000円$	$6,000円 \times 2人 = 12,000円$	
平等割	27,000円	4,500円	
合計 <small>(100円未満切り捨て)</small>	177,900円	37,000円	
合計年税額	214,900円		

<令和2年度参考例>

区分	医療給付金分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	$(150-33)万 \times 7.50\% = 87,750円$	$(150-33)万 \times 1.80\% = 21,060円$	
資産割	資産割廃止		
均等割	$28,000円 \times 2人 = 56,000円$	$6,000円 \times 2人 = 12,000円$	
平等割	27,000円	4,500円	
合計 <small>(100円未満切り捨て)</small>	170,700円	37,500円	
合計年税額	208,200円		

<減額の場合>

固定資産税がもともと課税されている世帯では、平成31年度に比べて令和2年度は税率改正の関係で減額となる場合があります。

【参考例その2】

世帯主（45歳）営業所得250万円、妻（45歳）所得0円、子（18歳）、子（15歳）の4人家族（固定資産税が課税されていない世帯）

<平成31年度参考例>

区分	医療給付金分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	$(250-33)万 \times 7.00\% = 151,900円$	$(250-33)万 \times 1.50\% = 32,550円$	$(250-33)万 \times 1.30\% = 28,210円$
資産割	0円	0円	0円
均等割	$27,000円 \times 4人 = 108,000円$	$6,000円 \times 4人 = 24,000円$	$8,000円 \times 2人 = 16,000円$
平等割	27,000円	4,500円	4,500円
合計 <small>(100円未満切り捨て)</small>	286,900円	61,000円	48,700円
合計年税額	396,600円		

<令和2年度参考例>

区分	医療給付金分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	$(250-33)万 \times 7.50\% = 162,750円$	$(250-33)万 \times 1.80\% = 39,060円$	$(250-33)万 \times 1.60\% = 34,720円$
資産割	資産割廃止		
均等割	$28,000円 \times 4人 = 112,000円$	$6,000円 \times 4人 = 24,000円$	$8,000円 \times 2人 = 16,000円$
平等割	27,000円	4,500円	4,500円
合計 <small>(100円未満切り捨て)</small>	301,700円	67,500円	55,200円
合計年税額	424,400円		

<増額の場合>

固定資産税がもともと課税されていない世帯では、平成31年度に比べて令和2年度は税率改正の関係で増額となります。